

2024年度 教職育成奨学金 奨学生募集要項

1. 博報堂教育財団について

公益財団法人博報堂教育財団（以降、当財団）は、1970年の設立以来、児童教育・国語教育の支援や、海外における日本語及び日本文化の普及などを目指して以下の活動を行っている公益財団法人です。

当財団の主な活動

① 博報賞

博報賞は、児童教育現場の活性化と支援を目的として、財団創立とともにつくられました。教育現場で尽力されている学校・団体・教育実践者の草の根的な活動と貢献を顕彰しています。

② 児童教育実践についての研究助成

「ことばの力」を育む研究と児童教育実践の質の向上を目的に、大学、研究機関および教育実践に関わる方を対象にすぐれた研究を助成しています。

③ 日本語交流プログラム

日本の中学生が、同世代の様々な国の学生と、日本語を通じた交流を通し、国際人として成長することを目的に、異文化共生への気づきの場を提供しています。

④ 社会啓発事業

「お気に入りの一冊をあなたへ」作文コンクールを開催。子どもたちの読書機会を拡大し、思いを伝えるための考える力や表現力をはぐぐむことを目的としています。

⑤ 日本語教育プログラム

海外の子どもたちの日本語教育支援を目的に、重点地域を設定し、現地日本語教員の日本における研修、日本語教育及び教員育成にあたる大学・大学院への寄附、日本語教育及び日本文化エンターテインメントの普及に貢献・功労のあった個人又は団体への顕彰を行います。

⑥ 調査研究事業

年次や週次での定点調査や実験的な取り組みなどを通して、子どもたちの持つ「ことばの力」「未来を生きる力」に関して新たな発見を行い、広く社会や教育界のみなさまと知見を共有することで、児童教育の進化に貢献することを目的としています。

+ 奨学金事業

2. 教職育成奨学金制度の趣旨

未来をつくるのは子どもたちであり、教育は国の礎です。子どもたちの教育に携わる教員は、まさに子どもたちを通じて「未来の社会づくり」に貢献し、重要な役割を担う存在であると考えています。いま、教育現場は様々な難しい課題に直面しています。一方で、グローバル化、AI・IoT等のテクノロジーの進展、少子高齢化等により、産業構造・社会構造が大きく変わり、教育及び教員に求められるものも大きく変化しつつあります。

当財団は、このような時代だからこそ、熱意を持って教育現場を目指そうとする大学生・大学院生を支援することが大変に重要であると考えています。当奨学金制度では、奨学金による経済的な支援はもちろんのこと、これまでの当財団の活動と連携した教員育成のためのプログラムの提供、海外短期留学支援等、多面的に熱意ある学生の支援を行いたいと考えています。

貴学におかれましては、次代を担う教員になる「強い意志と覚悟」を持つ優秀な学生をご推薦いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

3. 教職育成奨学金制度の概要

1) 応募資格要件

- ① 当財団が指定する「推薦依頼大学」の学部在籍する学生。
※各大学の事情や考え方により応募に適する年次が異なるため、応募の年次は各大学の希望に基づき、財団との協議により決定する。
- ② 小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員のいずれかを目指す者。
- ③ 当財団が提供する評価基準(別紙「奨学生人材像における評価基準」)に基づき、大学が学内選考の上、当財団の欲する人材像に相応しいと推薦する者。

※2024年度は全国の59大学から**100名程度**の大学生を当奨学金制度の奨学生として選考予定。

2) 奨学金給付内容

① 奨学金給付額

- a. 授業料相当額・・・国立大学生：年額 60万円（月額 5万円）
私立大学生：年額 120万円（月額 10万円）
大学院生：年額 60万円（月額 5万円）
※大学院＝大学院（修士課程）・教職大学院
※大学院卒は、国立・私立ともに同額
- b. 自宅外生への特別支援費・・・年額 60万円（月額 5万円）
※自宅外生の認定は、「自宅外通学申立書」の提出に基づき当財団が決定します。
自宅外生の基準は、自宅から大学・大学院までの通学時間が公共交通機関を利用して片道2時間以上要する等の理由で、自宅外に住居を有償で借り受け居住し、通学を行う者としてします。

② 奨学期間

- 原則として、奨学生となった年度の4月から学部卒業までの最短期間。
※留学、家庭の事情、健康上の理由等がある場合は、給付期間を調整する場合があります。
※別途定める奨学金休止・停止・廃止規定等により、期間の途中で休止・停止・廃止することがあります。
- ※学部で奨学生であった学生が、以下の条件において大学院(修士課程)・教職大学院への進学を希望する場合は、学生本人からの申請に基づく当財団の審査と進学先の大学院(修士課程)・教職大学院との調整により、進学後の給付継続の可否を決定の上、給付期間を延長することがあります。
- ア. 奨学生の進学先が学部と同じ大学の大学院（修士課程）・教職大学院である。もしくは他の「推薦依頼大学」の大学院（修士課程）・教職大学院であること。
 - イ. 進学の目的が小学校教員、特別支援学校教員、中学・高等学校国語科教員のいずれかを目指すためのものであること。
- ※大学院進学者の給付期間は、大学院（修士課程）、教職大学院卒業までの最短期間とします。

③ 他の奨学金制度等との併給の可否

原則として他の給付型奨学金との併給は認めません。
(貸与型奨学金はこの限りではありません。)

④ 奨学金の給付を伴わない授業料免除制度との併用

奨学金の給付を伴わない、大学・大学院が行う授業料免除制度との併用をする場合は、免除される授業料の割合に応じて奨学金給付額を減額して給付する。

※授業料全額免除の場合は、奨学金の授業料相当分は支給せず、別途、学業支援金として年額20万円を支給します。

※授業料一部免除の場合は、免除率を1から減じた比率を奨学金の授業料相当分に乘じた金額と学業支援金（年額20万円）を比較し、高いほうの金額を支給します。

例1) 国立大学で授業料が、80%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.8) = 12万円

→20万円を支給

例2) 国立大学の授業料が、50%の免除を受けている場合

奨学金授業料相当分60万円×(1-0.5) = 30万円

→30万円を支給

⑤ 国の「高等教育の修学支援新制度」との併給可否の考え方

- ・国の「高等教育の修学支援新制度」は、「授業料免除制度」と「給付型奨学金」の二階建てとなっています。
- ・当財団の教職育成奨学金の給付にあたっては、他の「給付型奨学金」との併給は認めていないため、奨学生が国の「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合は以下の通りとなります。
 - ・「授業料免除制度」のみを利用する場合は併給を認めます。
(ただし、授業料免除割合に応じて奨学金給付額を調整)
 - ・「給付型奨学金」部分も利用する場合は、当財団の奨学金の併給は不可とします。

4. 奨学生の募集・選考・採用〔大学の場合〕

1) 奨学生の募集・選考・採用の手順

- ① 当奨学金制度への応募は、必ず「推薦依頼大学」を通じて行うこととします。
※学生本人からの直接応募や問い合わせは受け付けません。
- ② 「推薦依頼大学」は、前述の応募資格要件に合う在籍学生の中から、当財団が提供する評価基準(別紙「奨学生人材像における評価基準」)を参考に、学内にて学生を選考し、
「**第一推薦枠 1名**」「**第二推薦枠 1名**」を候補として、当財団事務局に申請いただきます。
※**第一推薦枠**については、当財団の選考委員会による協議に基づき、大学毎に推薦いただきたい学生の志望校種（~~小学校教員志望~~、**特別支援学校教員志望**、~~中学・高等学校国語科教員志望~~）を指定させていただきます。
- ③ 「第一推薦枠 1名」については、面接の上、奨学金給付対象者を決定します。
- ④ 「第二推薦枠 1名」については、すべての「推薦依頼大学」の第二推薦枠学生の中から、書類選考及び面接を行い、奨学金給付対象者を決定します。
- ⑤ 上記、奨学金給付対象者は、最終的に当財団の理事長による決定の上で、大学を通じて本人に通知します。

	第一推薦枠	第二推薦枠
学生の志望校種	特別支援学校 教員志望の学生	小学校、特別支援学校、 中学・高等学校国語科教員 志望のうち、いずれかの校種の 教員志望の学生
学生の選考プロセス	(大学内での選考) ↓ <面接> ↓ 奨学金給付対象者に採用	(大学内での選考) ↓ <書類選考> <選考委員会による面接> ↓ 選出・決定し、 奨学金給付対象者に採用

2) 申請の際に必要な書類

「奨学生候補者」は、第一推薦枠、第二推薦枠それぞれの対象者の申請の際に、次に掲げる書類①～⑧（②③④⑥⑧は本人、①⑤⑦は大学*が準備）を当財団事務局に提出いただきます。

- ①奨学生候補者申請書（様式1）*
- ②奨学生願書（各対象者／様式2）
- ③口座情報登録申請書（各対象者／様式3）
※ゆうちょ銀行もしくは他行の口座情報のどちらかを記入ください。
- ④個人情報取り扱いに関する同意書（各対象者／様式4 学生用）
- ⑤個人情報取り扱いに関する同意書（各対象者／様式5 大学用）*
- ⑥課題文（テーマ、字数、書式は書類に記載されています）（各対象者／様式6）
- ⑦推薦書（本人の在学する大学学長または学部長の推薦書）（各対象者／様式7）*
- ⑧成績証明書（1年次の学生は高校、2年次以上の学生は大学の成績証明書）
(各対象者)

※お手数ですが、候補者がいない場合も①に必要事項を記載の上必ずご返送ください。

3) 提出方法

- ①申請を希望する方は、様式2, 3, 4, 6, 7を、学生課へメール（syougaku@u-gakugei.ac.jp）にて請求してください。
- ②令和6年4月12日(金)までに必要書類(上記の黄色ハイライト)を揃えて、学生課3番窓口提出してください（期限厳守）。

4) 関連するスケジュール（予定）

- ~~○5月31日(金) 申請受付締切（消印）~~
- 7月6日(土) 第一推薦枠・東日本(東京会場) 面接／選考
- 7月7日(日) 第二推薦枠・東日本(東京会場) 面接／選考
- 7月13日(土) 第一推薦枠・西日本(大阪会場) 面接／選考
- 7月14日(日) 第二推薦枠・西日本(大阪会場) 面接／選考
- 7月末頃 2024年度奨学生決定
- 8月末頃 新入奨学生研修（東京にて1泊2日）

※奨学生として採用された方に、大学を通じて「新入奨学生オリエンテーション」の動画を配布いたします。動画を視聴して、制度概要や各種手続きを確認していただきます。

5. 奨学金の給付の方法

1) 給付の方法

- ① 奨学金の給付は、事前にご提出いただいた、本人名義の銀行口座に振り込む方法によります。
- ② 奨学金支給のタイミングは以下のとおりです。なお、給付の2ヶ月前に当財団事務局から大学に本人の在籍確認を実施させていただきます。

2) 初年度

- 10月上旬・・・授業料相当額：月額 × 9ヶ月分
(4月～12月分) 自宅外生特別支援費：月額 × 9ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 1月上旬・・・授業料相当額：月額 × 3ヶ月分
(1月～3月分) 自宅外生特別支援費：月額 × 3ヶ月分 (自宅外生のみ)

3) 翌年度以降

- 5月末・・・授業料相当額：月額 × 3ヶ月分
(4月～6月分) 自宅外生特別支援費：月額 × 3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 7月上旬・・・授業料相当額：月額 × 3ヶ月分
(7月～9月分) 自宅外生特別支援費：月額 × 3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 10月上旬・・・授業料相当額：月額 × 3ヶ月分
(10月～12月分) 自宅外生特別支援費：月額 × 3ヶ月分 (自宅外生のみ)
- 1月上旬・・・授業料相当額：月額 × 3ヶ月分
(1月～3月分) 自宅外生特別支援費：月額 × 3ヶ月分 (自宅外生のみ)

6. 奨学金給付開始時の誓約

奨学金給付開始時には、以下について本人及び保証人に誓約していただきます。

- ① 教員になる強い意志を持ち努力を継続すること。大学在学中に、以下のいずれかの教職課程を修了し、教員免許状を取得すること。
 - ア. 小学校教員
 - イ. 中学校及び高等学校の国語科の教員
 - ウ. 特別支援学校教員
- ② 次年度の奨学金給付のために、毎年度末に成績証明書及び当財団の指定する報告書を在籍する大学を通じて当財団に提出すること。
- ③ 現在または将来のいつの時点においても、暴力団等の反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある者と一切の繋がりをもたないこと。教職を目指す者としての責任を自覚し、高い倫理観を持ち良識ある態度と行動を常に心がけること。
- ④ 奨学金用の銀行口座及び給付された奨学金を、自らの責任の下で管理し、給付された奨学金は学業に専念することを目的に、授業料・教材料等の学業及び必要とされる住居費や生活費のみに適切に使い、他に流用しないこと。
- ⑤ 休学・復学・転学・留年・退学・停学（その他処分）、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに当財団に届け出ること。

- ⑥ 当財団が定めた書類等の提出を求められた場合は遅滞なく提出すること。
- ⑦ 当財団の主催するオリエンテーション・研修プログラム等に参加すること。
- ⑧ 奨学期間中および期間終了後も、当財団からのアンケート調査等に協力すること。
- ⑨ 奨学金給付額に関わる事項（授業料免除制度との併用、自宅外通学等）については、常に正しい情報を申告し、いずれも変更が生じた場合には、直ちに当財団に届け出ること。

7. 奨学金給付の継続、休止、停止、廃止及び復活等

当奨学金制度の給付期間中の学生には、毎年度、奨学金給付継続審査を行った上で、給付の継続を決定します。継続審査にあたっては、大学側で以下の手続きをお願いします。

- ① 対象となる奨学生の成績証明書及び報告書（様式は当財団から提供）を取りまとめ、別途定める指定期日までに当財団に提出。
- ② 対象となる奨学生に個別の面談を行い、「教員になる意志」「教員になるためにどのような努力を行っているか」を確認の上、当財団に奨学金給付継続願（様式は当財団から提供）を提出。

また年度の途中であっても、奨学金継続にそぐわないと思われる場合は給付の休止・停止・廃止を行います。

1) 奨学金給付の休止・停止・廃止

- ① 提出書類及び届出事項を提出しない場合及びこれらに虚偽があった場合や、誓約事項への違約があった場合。
- ② 大学の学籍を失った場合。
- ③ 疾病のため成業の見込みがなくなったとき。
- ④ 休学、または長期にわたって欠席した場合。
- ⑤ 学業または性格行状などの状況に問題が生じた場合。
- ⑥ 教員になる意志がないと判断された場合。（教員免許状を取得するために必要な単位・実習等を履修しない、もしくは単位取得ができなかった場合等）
- ⑦ 給付された奨学金の目的外への流用や奨学生本人以外の者による奨学金口座及び奨学金の管理または使用が認められた場合。
- ⑧ その他、奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不相当と認めた場合。

2) 奨学金給付の復活

奨学金の支給を休止または停止された者が、大学を通じその復活を願い出たときは、奨学金の支給を復活することがあります。

3) 奨学金給付の辞退について

当財団の奨学金を受給している奨学生が、他の奨学金制度の受給に変更する等の場合、大学の奨学金担当者を経由して、当財団の奨学金給付を辞退することができます。ただし、奨学金事務局が辞退届を受理した場合は、いかなる事由によっても、奨学金給付の復活は認められません。

8. 海外短期留学支援制度

将来、優れた教員になるための経験として役立つと思われる海外短期留学や海外研修等については、奨学生の申請と大学・大学院からの推薦により、当財団内で審査後、以下①②を支給します。ただし観光を主目的とする活動は除きます。（留学・研修等終了後は報告書の提出が必要です。）

- ① 渡航費（アジア地域 5万円・その他地域 10万円／一律）
- ② 留学・活動費（5万円／月）

- A) 累計100万円までを上限に、奨学期間中回数制限を設けずに申請できます。
- B) 海外短期留学支援の申請は、必ず大学・大学院を通じて行うこととします。
- C) 留学費用を全額、大学・大学院や他の団体から支援を受けている場合は支給しません。
- D) 留学費用の一部支援を受けている場合は、留学にかかる費用から大学や他の団体から支援を受ける金額を差し引いた金額を支給します。ただし、大学や他の団体から支援を受けない場合に本来当財団から支給される金額を上限とします。

例) アメリカに2ヶ月短期留学する場合

1. 大学や他の団体から支援を受けない場合の支給額
→渡航費10万 + 活動費10万 = 20万円を支給
2. 留学に掛かる費用を全額、大学や他の団体からの支援で賄える場合
→当財団からの支給なし
3. 留学に掛かる費用が30万で、大学や他の団体から15万の支給を受けている場合
→30万 - 15万 = 15万円を支給
4. 留学に掛かる費用が30万で、大学や他の団体から5万の支給を受けている場合
→30万 - 5万 = 25万円のうち、20万円を上限に支給

9. 財団主催の活動への参加について

当財団では奨学生に対して、優れた教育指導者の育成及び奨学生・卒業生の交流の促進を目的として、研修や交流会等の様々な活動を提供しています。

全奨学生を対象にしている活動については、原則、奨学生はやむを得ない事由がある場合を除き参加することとし、やむを得ない事由により欠席もしくは一部欠席をする場合は、指定の届け出方法、もしくは所定の欠席届に事由を記載の上、大学の奨学金担当者を経由して当財団の奨学金事務局まで提出してください。

<欠席に際して欠席届の提出が必要な活動>

- ・新入奨学生研修（新入奨学生のみ）
- ・地域ブロック別近況報告会
- ・春の研修 等

<2024年度奨学生募集についての問合せ先>

公益財団法人 博報堂教育財団
教職育成奨学金 事務局
TEL: 0120-914-328
メール: hakuho-f-jimu@ddcontact.jp

※学生から直接の問合せは受けません、必ず大学を通して問合せをお願いします。